

パブリック・コメント手続（意見募集）

建築基準条例の一部改正について

意見募集期間

平成31年（2019年）

1月10日（木）～1月31日（木）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話046-822-8527（直通）

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

建築基準条例の改正内容について

1 意見募集の趣旨

最近の大規模火災を踏まえ、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性の向上や、建築物の適切な維持管理による建築物の安全性の確保を円滑に進める必要や、安全性の確保と既存建築ストックの有効活用を両立しつつ、建築規制を合理化していく必要等が生じたため、建築基準法の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布され、その一部が平成30年9月25日に施行、残りの部分は公布の日から1年を超えない範囲内において施行されます。

本市では地域の特殊性等から、建築基準条例で建築物の敷地等に関して安全上、防火上及び衛生上必要な制限を付加していますが、建築基準法の改正にあわせて制限の一部を改正しようとするものです。

今回の改正は多岐にわたりますが、そのうち市民生活に影響のある改正について、市民の皆様からのご意見を募集します。

2 主な改正内容

- (1) 防火関係規定の改正に伴う変更
- (2) 耐火建築物としなければならない建築物の変更
- (3) 仮設興行場等に対する制限の緩和の変更

3 施行日

法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行

4 新旧対照表

- (1) 法第24条に規定される木造の学校や共同住宅等の外壁の防火構造等の防火性能に関する規定が廃止されたことに伴い、条例で規定している同様の防火関係規定を削除します。

現 行	改 正
(長屋の構造) 第9条 長屋の用途に供する建築物の構造は、次に掲げるところによらなければならない。 (1) 木造建築物等(法第23条に規定する木造建築物等をいう(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。))。第16条、第17条、第20条第1項、第24条第2項、第26条第2項及び第33条第4項において同じ。)の長屋で地階を除く階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とすること。 (2) ～ (5) (略) (構造) 第24条 (略) 2 ホテル又は旅館の用途に供する2階建の木造建築物等で、床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。 3 令第112条第12項の規定は、建築物の一部が前項に該当する場合に準用する。	(長屋の構造) 第9条 長屋の用途に供する建築物の構造は、次に掲げるところによらなければならない。 (1) (削除) (1) ～ (4) (略) (構造) 第24条 (略) 2 (削除) 3 (削除)

- (2) 3階以上の階を長屋の用途に供するもの、及び主階が1階にない公会堂、集会場の用途に供するものは耐火建築物としなければならないとしていましたが、法第27条の改正に伴い、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものは除外します。

現 行	改 正
(長屋の構造) 第9条 長屋の用途に供する建築物の構造は、次に掲げるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 3階以上の階を長屋の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物(1時間準耐火基準に適合するものに限る。第18条及び第49条第1項において同じ。)とすること。 (3) ～ (5) (略) (避難階以外の階にある興行場等の構造) 第42条 (略) 2 (略) 3 公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、主階が1階にないものは、耐火建築物としなければならない。	(長屋の構造) 第9条 長屋の用途に供する建築物の構造は、次に掲げるところによらなければならない。 (1) (削除) (1) 3階以上の階を長屋の用途に供するもの(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもので、規則で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物(1時間準耐火基準に適合するものに限る。第18条及び第49条第1項において同じ。)とすること。 (2) ～ (4) (略) (避難階以外の階にある興行場等の構造) 第42条 (略) 2 (略) 3 公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物としなければならない。

(3) 法第85条第5項に規定する仮設建築物は条例の規定を適用しないこととしていましたが、法第85条第6項の新設に伴い、国際的な規模の会議又は競技会の用に供する等の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等も条例の規定を適用しないこととします。また、法第87条の3の新設に伴い、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合についても、条例の規定を適用しないこととします。

現 行	改 正
(仮設建築物に対する制限の緩和) 第53条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。 (新設)	(仮設興行場等に対する制限の緩和) 第53条 法第85条第5項又は第6項に規定する仮設興行場等については、この条例の規定は、適用しない。 (興行場等及び特別興行場等に対する制限の緩和) 第53条の2 法第87条の3第5項に規定する興行場等及び法第87条の3第6項に規定する特別興行場等については、この条例の規定は、適用しない。

意見の提出方法

- 1 提出期間 平成31年（2019年）1月10日（木）から1月31日（木）まで
- 2 あて先 都市部建築指導課許認可係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
 - （3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - （4）（当該パブリックコメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・ 都市部建築指導課（横須賀市役所分館4階 16番窓口）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階 34番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - （2）郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 都市部建築指導課
 - （3）ファクシミリ
046-825-2469
 - （4）電子メール
bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。